



介護予防の拠点

地域包括支援センターを設置

市では、高齢者の方々が要介護状態にならないように、また、介護が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるように、その状態に応じたさまざまなサービスを提供し、必要な援助・支援を包括的に行う中核機関として、市役所高齢者福祉課内に「地域包括支援センター」を、4月1日から設置します。

介護予防の総合的な拠点となる地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって、主に次の業務を行います。

介護予防ケアマネジメント
要介護認定で要支援1、2と認定された方や、市の基本健康診査等で支援や介護を要する状態になる恐れがあると認定された方（特定高齢者）に対し、介護予防ケアプランを作成し、介護が必要な状態にならないための支援を行います。

総合相談・権利擁護

介護に関する相談や心配ごと以外に、健康や福祉、医療や生活に関する相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや機関、制度の利用につなげるよう支援します。また、虐待に関する相談や成年後見制度の利用についての相談にも対応し、高齢者



の権利を守るための支援を行います。
包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域の介護に携わる方々を対象に、充実したケア体制をつくるための指導や助言を行います。また、高齢者の方々の心身の状態や変化に合わせて、切れ目なく必要なサービスが提供されるように、ケアマネジャー、医療機関などの関係機関との調整を行います。

在宅介護支援センターは？

東総園、やすらぎ園、やすらぎ園第二デイサービスセンター、恵天堂、社会福祉協議会に委託する在宅介護支援センターでは、今までどおり、高齢者サービス等に関する相談を行います。

〈問い合わせ先〉

高齢者福祉課高齢者班
☎62-5350

水質の保全と快適な生活環境を 公共下水道4.2ヘクタールが新たに供用開始

公共下水道は、平成12年3月31日に供用が始まり、JR旭駅を中心とする141.7ヘクタールの区域で、すでに1,077世帯が使用しています。3月30からは、新たにイ・ロ地区の一部4.2ヘクタールの区域で供用が始まります。

〈下水道を利用する皆さんへ〉

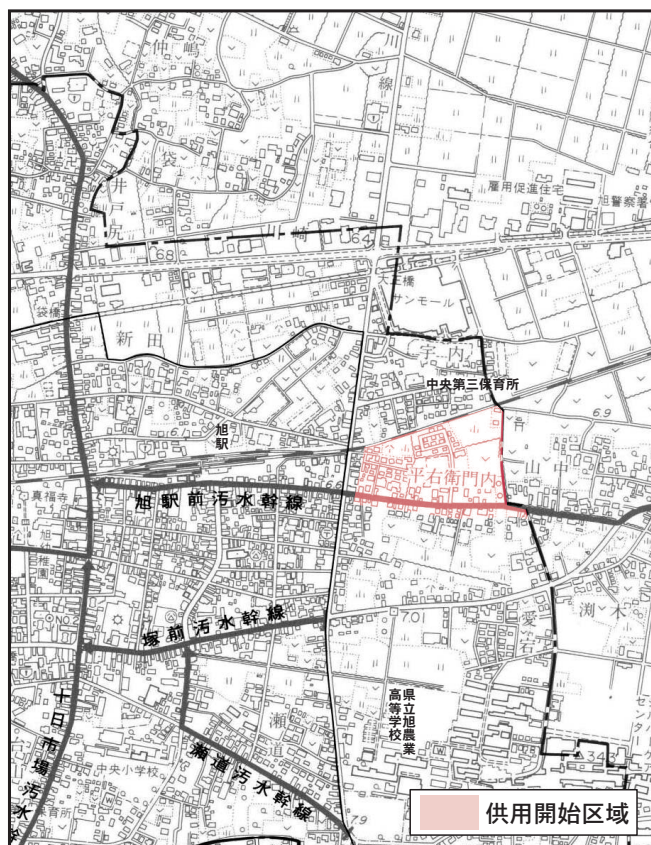
供用開始区域内の皆さんには、供用開始（3月30日）から1年以内に下水道に流すための排水設備工事をしていただくことになります。排水設備工事は、市の指定した「下水道排水設備指定工事店」にお申し込みください。

〈排水設備工事の補助金・利子補給制度〉

排水設備工事の費用は自己負担となりますが、皆さんの負担を減らすため、市では補助金および利子補給の制度を設けています。

〈受益者負担金と下水道使用料〉

供用開始区域内の皆さんには、受益者負担金を納めていただきます。また、下水道に接続し使用を始めると、下水道使用料を納めていただくことになります。



問い合わせ先／下水道課（☎62-5357）